

小児初期救急平日夜間診療事業補助金交付要綱

平成 14 年 5 月 8 日	14 健医救第 75 号
平成 16 年 8 月 1 日	16 健医救第 272 号
平成 17 年 4 月 1 日	16 福保医救第 508 号
平成 20 年 1 月 7 日	19 福保医救第 577 号
平成 20 年 12 月 10 日	20 福保医救第 661 号
平成 21 年 10 月 28 日	21 福保医救第 746 号

第 1 目的

この補助金は、区市町村が行う平日の夜間における小児初期救急医療事業（以下「小児初期救急平日夜間診療事業」という。）に対し、その運営に要する経費を補助することにより、平日の夜間における小児初期救急医療体制の確保を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

- この要綱において「平日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める祝休日及び年末年始の日（12 月 29 日から 12 月 31 日まで、1 月 2 日及び 1 月 3 日）を除いた日とする。
- この要綱において「小児科医師」とは、次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - 日本小児科学会認定医又は小児科専門医の有資格者
 - 日本小児科医会、東京小児科医会又は各地域の小児科医会の会員
 - 地域小児医療研修事業実施要綱に基づき東京都が実施する研修を修了した者
 - 小児科を標ぼうする開業医のうち、当該地域の小児科医会又は東京小児科医会の推薦を得て、当該地区医師会が小児初期救急平日夜間診療事業に参画することを適当と認めた者
 - 病院等の小児科に勤務する医師

第 3 補助対象

この補助金は、次に掲げるすべての要件を満たす小児初期救急平日夜間診療事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とする。

- 実施主体は、区市町村又は地方自治法に定める区市町村の組合（以下「区市町村等」という。）とする。ただし、区市町村等が委託等（委託契約又は条例・規則で定めるものをいう。）により実施する場合及び複数の区市町村が共同で実施主体となる場合にも補助対象とする。
- 診療場所は、休日夜間急患センター等の固定施設とする。ただし、地域の中核となる二次医療機関等を固定施設として利用する場合も補助対象とする。
- 診療体制は、小児科医師 1 名、看護師 1 名及び事務職員 1 名とする。なお、地域の実情により当該体制に薬剤師 1 名を加えることができる。

- 4 (1) 診療時間は、平日の午後5時から午前0時までの間で、原則として3時間以上（診療受付時間を含む。）とする。
(2) 診療日は平日とする。ただし、医療資源が少ないといった地域の実情がありながら、地域において小児初期救急平日夜間診療事業に取り組んでいくことが明らかと認められるときは、平日のうち一週あたり複数日において体制を確保する場合等にも、モデル事業として補助対象とする。
- 5 区市町村等は、小児初期救急平日夜間診療事業の実施について、地域住民に対する積極的な広報活動等に努めるものとする。
- 6 地域において小児初期救急医療事業を推進していくために、自治体と関係機関等で構成する協議会を設置した場合、運営調整経費として補助対象とする。

第4 交付額の算定

この補助金の交付額は、次により算定された額とする。

- 1 別表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 2 前項により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を都の予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第5 補助金の交付申請

この補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）1通をあらかじめ指定する日までに知事に提出するものとする。

第6 補助金の交付決定

知事は、申請者から第5の規定による申請書を受領した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは第7に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

第7 交付の条件

この補助金の交付条件は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次のとおりとする。

1 事情変更による決定の取消し等

- (1) 知事は、第6の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくは条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (2) (1)の規定による補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- (3) 知事は、(1)の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することができる。
- (4) (3)の規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、(1)の規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

2 承認事項

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ、その理由及びその他必要事項を記載した書面を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を書面により知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、(1)の報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を求め、調査し、又は指示することができる。

5 調書の作成

補助事業者は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業終了後5年間保管しておかなければならない。

6 変更申請手続

補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第5に定める申請手続に従い、あらかじめ知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

7 遂行命令等

- (1) 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又は条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

- (2) 知事は、補助事業者が(1)の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- (3) 知事は、(2)の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又は条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、11の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

8 実績報告

- (1) 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、事業実績報告書（第2号様式）を指定する期日までに知事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第3号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事が当該仕入控除税額の全額又は一部の納付を命じたときは、補助事業者はこれを納付しなければならない。

9 補助金額の確定等

知事は、8の規定による事業実績の報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

10 是正のための措置

知事は、9の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合しないと認められるときは、これに適合させるべきことを命ずることができる。

11 決定の取消し

- (1) 知事は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、補助金額の確定があった場合においても適用する。

12 補助金の返還

- (1) 知事が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を受領している場合には、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。
- (2) (1)の規定は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を受領している場合においても適用する。

13 違約加算金及び延滞金

- (1) 11の規定により知事が補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間

については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金 (100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(2) 12 の規定により知事が補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 (100 円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

14 違約加算金の計算

知事が 13 の(1)の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

15 延滞金の計算

知事が 13 の(2)の規定により延滞金の納付を命じた場合において、補助事業者が返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付額を控除した額によるものとする。

第 8 申請の撤回

申請者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議のあるときは、この補助金の交付決定を受けた日から 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

第 9 その他

- 1 特別の事情により、第 4、第 5、第 7 の 6 及び第 7 の 8 に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 8 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 施行期日

この要綱は、決定の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

2 新型インフルエンザ対応に係る特例措置

今般の新型インフルエンザ A (H1N1) の発生を受けて、国内発生が確認された平成 21 年 5 月 16 日以降に拡充あるいは新規に開始した事業（以下、「新型インフルエンザ対応事業」という。）については、本則第 3 に係る事業（以下「既存事業」という。）とは別に以下のとおり取り扱う。

- (1) 補助対象期間は、都が拡充に向けた要請を行った平成 21 年 9 月 16 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 診療体制のうち、既存事業に加え、新型インフルエンザ対応事業に係る小児科医、看護師及び薬剤師の増員分については補助対象とする。この場合において、医師 1 名につき 1 時間あたり 6 千円、看護師及び薬剤師については 1 名につき 1 時間あたり 2 千円を補助基準額とする。
- (3) 診療時間は、午後 5 時から午前 0 時までの間で、原則として 3 時間以上（診療受付時間を含む。）とし、7 時間までを補助対象とする。ただし、すでに実施している診療事業の時間延長を行う場合は、新型インフルエンザ対応事業に係る延長時間分のみを補助対象に加える。
- (4) 既存事業を複数施設で実施している区市町村が新たに診療施設を増設する場合は、新型インフルエンザ対応事業のため新たに増設した施設分のみを補助対象に加える。
- (5) 新型インフルエンザ対応事業に係るこの補助金の交付申請手続については、本則第 5 による。ただし、別紙 1 から別紙 3 の様式については、既存事業に係る分と別にして提出するものとする。
- (6) 新型インフルエンザ対応事業に係るこの補助金の実績報告手続については、本則第 8 による。ただし、別紙 1 から別紙 3 の様式については、既存事業に係る分と別にして提出するものとする。